

## 第9章 資料編

### 1 西郷村介護保険条例（抜粋）

平成12年3月23日条例第2号

西郷村介護保険条例

第2章 介護保険運営協議会

（設置）

第2条 介護保険事業の円滑かつ適正な運営を図るため、西郷村介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること。
- （2）その他介護保険に係る重要事項に関すること。

（委員）

第4条 協議会は、委員12人以内で組織する。

- （1）識見を有する者
- （2）保健、医療、福祉関係者
- （3）被保険者
  - 2 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は再任されることができる。

## 2 西郷村介護保険運営協議会規則

平成12年3月23日規則第3号

### 西郷村介護保険運営協議会規則

#### (目的)

第1条 西郷村介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関しては、法令又は西郷村介護保険条例（平成12年西郷村条例第2号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

#### (委嘱)

第2条 委員は、村長が委嘱する。

#### (会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理す。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 協議会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (答申)

第5条 会長は、協議会において審議事項を決定したときは、文書をもって村長に答申するものとする。

#### (意見聴取)

第6条 協議会は、審議のため必要とするときは、村長に協議のうえ、被保険者その他の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議録)

第7条 会長は、書記に次の事項を記載した会議録を調製させ、会長が指名した2名以上の出席委員とともに、これに署名しなければならない。

- (1) 諮問事項の表示
- (2) 開会の期日及び場所
- (3) 出席した委員の氏名及び種別
- (4) 出席した関係者等の氏名及び職業
- (5) 審議の経過
- (6) その他必要な事項

(経費)

第8条 協議会の経費は、毎年度西郷村介護保険特別会計予算の定めるところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

### 3 西郷村高齢者保健福祉計画策定要綱

令和5年9月4日告示第176号

#### 西郷村高齢者保健福祉計画策定要綱

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者保健福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、西郷村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に関して必要な事項を定めるものとする。

##### (計画内容)

第2条 計画に定める事項は、次のとおりとし、西郷村総合振興計画と連動するとともに、福島県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合性を図るものとする。

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 高齢者を取り巻く環境及びサービス供給量の見込み
- (3) 計画の課題と将来像・基本方針
- (4) 施策・事業
- (5) その他高齢者保健福祉計画及び相談支援の確保に関し必要な事項

##### (計画期間)

第3条 計画期間は、介護保険事業計画に合わせるものとする。

##### (高齢者保健福祉計画策定委員会への諮問)

第4条 計画の策定にあたっては、西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

##### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 4 西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会規則

令和5年9月4日規則第24号

### 西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、西郷村附属機関設置条例（令和5年西郷村条例第15号）第2条第1項の規定に基づき、村長の附属機関として設置する西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、西郷村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定及び計画の内容に関し村長が必要と認める事項について審議するものとする。

#### (委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関等に属する者
- (3) その他村長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

#### (会長等)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

#### (検討会)

第5条 第2条に掲げる事項の専門的な調査・研究を行い、もって委員会の円滑な運営に資するため、検討会を置く。

- 2 検討会は、健康推進課職員及び関係各課の担当係長で構成する。
- 3 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員長には健康推進課長、副委員長には委員長の指名する職員を充てる。
- 4 委員長は、検討会の業務を総括し、必要に応じて検討会を招集する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 第9章 資料編

### （意見の聴取）

第6条 委員会及び検討会は、必要に応じて学問的かつ専門的な助言及び意見を得るため、関係者の出席を求めることができる。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康推進課において処理する。

### （補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### （意見の聴取）

第9条 委員会及び検討会は、必要に応じて学問的かつ専門的な助言及び意見を得るため、関係者の出席を求めることができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 西郷村介護保険運営協議会委員名簿

	氏名	所属名及び役職	備考
識見を有する者 (第4条第1項第1号)	岩鍋 國雄	西郷村民生児童委員協議会 会長	
保健、医療、福祉関係者 (第4条第1項第2号)	穂積 彰一	白河在宅医療診療所 院長	
	小貫 美江子	(社) 福島県社会福祉事業団 福島県さつき荘 園長	
	木村 志津枝	(社) 西郷村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所管理者	
	田邊 敏捷	(社) 西郷村社会福祉協議会 会長	会長
被保険者 (第4条第1項第3号)	高瀬 初江	西郷村赤十字奉仕団委員	
	仁井 治	西郷村老人クラブ連合会 会長	副会長
	大高 護	福島県社会福祉事業団職員労働組合 (太陽の国管理センター内)	

令和2年11月1日～令和6年3月31日まで

## 西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属名及び役職	備考
識見を有する者 (第3条第1項第1号)	和知 有三	西郷村民生児童委員協議会 高齢者部会長	副会長
関係機関等に関する者 (第3条第1項第2号)	穂積 彰一	白河在宅医療診療所 院長	会長
	田崎 玲子	(社) 福島県社会福祉事業団 福島県やまぶき荘 次長	
	齋藤 ひろ子	(社) 福島県社会福祉事業団 福島県さつき荘 次長	
	関 千秋	福島県県南保健福祉事務所 高齢者支援チーム	
	藤田 哲夫	(社) 西郷村社会福祉協議会 事務局長	
その他村長が適当と認める者 (第3条第1項第3号)	遠藤 玉美	西郷村婦人会連絡協議会 会長	
	菊地 智重	(社) 西郷村社会福祉協議会 西郷村地域包括支援センター所長	

令和2年11月1日～令和6年3月31日まで

## 5 策定の経緯

日 時	内 容
令和4年11月15日(火) ～12月2日(金)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査の実施
令和5年5月25日(木)	令和5年度 第1回 西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 ・「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定に係るニーズ調査について ①アンケート調査から見える課題等 ②計画作成に向けたスケジュール
令和5年7月5日(水)	令和5年度 第2回 西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 ・「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」実績報告(令和4年度)について
令和5年11月10日(金)	令和5年度 第3回 西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 ・「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」進捗状況(令和5年度)について ・「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の骨子案について
令和6年2月9日(金)	令和5年度 第4回 西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 ・「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」(素案)について
令和6年2月9日(金) ～2月26日(月)	パブリックコメントの実施
令和6年2月29日(木)	令和5年度 第5回 西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 ・「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」(最終案)について



西郷村第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画  
(令和6年度～令和8年度)

---

発行日 令和6年3月  
編集 西郷村 健康推進課  
発行 西郷村  
住所 〒961-8061  
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上川向76-1  
連絡先 TEL : 0248-25-3910  
FAX : 0248-48-1049  
URL <https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/>